

増三介ハ会社之ヲ買取ルコト

九、新御親合ヲ公認スルコト

一〇、此ノ問題ニ対シテハ絶対ニ辭退者ヲ出サハルコト

昭和五年一月十七日

別記四

回答

本月十七日附当社役員會議議案ヲ提出ノ後、親者ニ対シテ回答スルコトトシテ、如シ

一、退股手当利益ノ件

回答 現行ノ辭退手当五三退股手当支給規則ヲ別紙ノ通り訂公ス

二、積立手当利益ノ件

回答 又一退三金

三、一月積立手当返上ノ件

回答 現在ノ如キ会社ノ状況ニ於テハ、作違假希望ニ依リ難シ

四、六月積立手当返上ノ件

回答 又一退三金

五、別記四ノ件

回答 入門時同ハ従来ノ通りトシテ、親者定此間迄ニ是等持揚所ニ就キタル者ハ、退股規則ニ

ト且置カス

六、親者ニ先手者支給ノ件

回答 期限付借入ノ者ニ対シテ、会社ハ、股法酌定程キヲ為サズ、従テ支給し難シ

七、健康保険費手当金立替ノ件

回答 貴幣上ノ傷病手当金ニシテ、正理ノ平積ヲ至タルニモ不構方ヨリ、下

全カ達近シ本人ノ申出アリタル場合ハ、現金支給日ニ立替支給ヲ為スハ

シ、但レ手当金ノ減少ヲ生ジ又ハ給付セラハサルハ、本人ノ借入金トス

八、大徳及才一才三日曜日ヲ公休トシ、万一会社都合ニ依リ休業スル場合ハ、貴幣

三ヶ月支給スルコト (但シ、請負ニ従事スル者ハ、貴幣五分ハ、会社之ヲ負担スルコト

回答 貴社ノ健康日ハ、従前ノ通りトシ、万一会社ノ都合ニ依リ出勤セシメタル場

合ハ、貴幣五分ヲ支給ス

九、貴幣親合ヲ公認スルコト

回答 絶望ニ難シ

一〇、問題ニ対シテハ、絶対ニ辭退者ヲ出サハルコト

回答 限リニ止ム

昭和五年一月十七日

東京鐵骨橋製鉄所